



県章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(女性力・平和推進課) 1

告 示

- 形質変更時要届出区域の解除 (環境保全課) 2

規 則

沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第43号

沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則 (平成12年沖縄県規則第87号)の一部を次のように改正する。

別表第1号の表ホールの項中「レーザーディスクプレーヤー」を「ブルーレイディスク・DVDレコー

「
ダー」に、

その 他	フットライト (60W×48灯)	1 列	100円
	フォロースポットライト (1 KW)	1 式	100円
	映写機 16mm	1 台	1,260円
	スライドプロジェクター	1 台	520円

を

その 他	フットライト (60W×48灯)	1 列	100円
	ビデオプロジェクター	1 台	1,260円

に改め、

同表会議室の項中「ビデオデッキ (VHS)」を「ブルーレイディスクプレーヤー」に、

その 他	ビデオプロジェクター	1 台	1,260円
	オーバーヘッドプロジェクター	1 台	520円

を

その 他	ビデオプロジェクター	1 台	1,260円
---------	------------	-----	--------

に改める。

第16号様式備考中「A列4判」を「A列4番」に改める。

附 則

この規則は、令和5年5月1日から施行する。ただし、第16号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第177号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和4年沖縄県告示第330号で指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を次のとおり解除する。

令和5年4月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域 名護市字辺野古下福地原630番18の一部
- 2 土壤含有量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項に規定する基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置 掘削除去

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--